

I-6. 企業や個人から大学教育に対して投じられた資金等に係る

諸外国の税制に関する調査研究

Study on tax measures to promote charitable giving and investment for universities by firms and individuals in major countries

キーワード Key Word	寄付金、税制、租税支出、高等教育
	Donations, tax systems, tax expenditures, higher education

1. 調査の目的

科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ〈最終報告〉(H28.12.21 経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会)において、「2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を3倍増とすることを目指す」こと、また、「卓越大学院プログラム(仮称)の本格的形成を契機として、博士課程段階から民間企業や国立研究開発法人等との組織間連携により教育研究を促していく仕組みの構築などが重要である」旨記載がある。企業からの投資の3倍増に関する施策として、現在、共同研究及び寄付税制の充実について議論が進められている。また、大学運営の財源の多様化を促進する一環としても、今後、企業等から大学への投資を促す新たな税制も政策手段として検討することが求められている。

そのような検討を行うためには、基本的な情報として、諸外国の教育投資に関する税制の情報が必要になると考えられる。本調査では、米、英、仏、独、シンガポール及び韓国において、企業や個人が大学の教育に対して資金を投じた際の税制優遇に関して、制度及び実績について調査した。なお、大学の研究に対する投資を増大させるための研究開発税制は基本的には本調査の対象とはしていない。

2. 調査の内容

企業や個人が大学の教育に対して資金を投じた際の税制優遇制度について、上記の6か国を対象に、過去の調査研究結果や課題を踏まえつつ、最新の状況を調査した。米国、英国、韓国については現地調査を実施した。調査対象国について、制度の特徴、制約、政治文化的背景等について、日本も含めた比較分析を行った。加えて、当該制度の政策効果に関する学術研究等(定量的分析を行ったものを含む)における知見を整理した。

大学への寄付金はどの調査対象国でも概ね増加傾向にある。これは高等教育コストの増加、政府補助金の減少から大学が自ら資金源の多様化を図っていることの影響が強いが、そのような活動を行う上で寄付金の税制優遇措置が有効に機能していると考えられる。調査対象国では非営利機関等への寄付金促進のための税制(個人所得税、法人税、遺産税(贈与税)における所得控除や税額控除)が存在し、それにより大学等は、他の非営利機関と同様に、利益を受けている。

ただし、それらの一般的な寄付金税制の他に、あるいは上乘せした、大学教育への寄付金に限定した寄付金促進のための税制優遇措置は、文献調査、現地ヒアリング調査を通じて確認されなかった。ただし、高等教育と税制の関係では、個人・企業からの寄付金促進のための税制に限定しなければ、大学進学のための資金の準備のための貯蓄における優遇税制、授業料支出の所得控除、奨学金(給付、貸与)収入の非課税、貸与奨学金の返済時における利子の所得控除、企業による先進技術分野の従業員訓練費の非課税など、さまざまな種類のものがある。

本調査は、文部科学省委託調査「平成29年度先導的の大学改革推進委託事業:企業や個人から大学教育に対して投じられた資金等に係る諸外国の税制に関する調査研究」として実施したものである。

報告書は、<http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1403485.htm>においてダウンロード可能である。(平成30年11月23日確認)。(文責:依田)